

議案の訂正について

1 訂正議案

議案第15号 射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

2 訂正内容

第2条中「過失」を「重大な過失」に訂正する。

3 訂正理由

地方自治法第243条の2第1項において規定されている、条例で一部免責を定めることができる条件は「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」となっており、議案第15号原案第2条中において「重大な」の字句が欠落していたため。